実施要領

1. 件名

教員・児童生徒向けデジタル教材の活用基盤整備事業・生成 AI 提供業務

2. 目的

デジタル田園都市国家構想推進交付金・タイプ S「デジタル教材の活用基盤整備」事業を活用し、県が目指す「始動人輩出」、「デジタル・クリエイティブ人材育成」と親和性が高い「美術教育(小学校図画工作科 中学校美術科)」を対象として、生成 AI を提供する。安心・安全を最優先として教員の適切な指導・支援のもとで、子供の創造力育成の観点で生成 AI がどのように利活用できるか、具体的な利用シーンと教育的効果を実証する。

(デジタル田園都市国家構想推進交付金)

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html

3. 業務の概要

(1) 名称

教員・児童生徒向けデジタル教材の活用基盤整備事業・生成 AI 提供業務

(2) 実施者

群馬県教育長 平田郁美 (担当:教育委員会 総務課)

(3) 契約期間

契約締結日~令和7年3月31日

(4) 上限額

1,900 万円(消費税額及び地方消費税額を含む)

- ・ 委託料は、上限の範囲内で、委託料上限額を設定し、契約する。業務終了時に、 受託者が実績報告の上、委託料上限額の範囲内で委託料を確定し、精算する。
- (5) 業務内容

仕様書案のとおり

4. 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- ・ 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- ・ 群馬県令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていること
- ・ 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に 基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の 申し立てがなされている者(再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確 定した者を除く)でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ・ 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

5. スケジュール

- (1) 提案募集 8/1 ~ 8/30 終日
 - ・質問<任意> 8/1 ~ 8/23 終日
 - ・参加申込<必須> 8/1 ~ 8/23 終日
 - ·提案<必須> 8/1 ~ 8/30 終日
- (2) 審査 9/2 ~ 9/13
- (3) 契約締結 9月下旬予定

6. 申込方法

質問、参加申込、提案等は、Web で受け付ける。(URL は公募 Web ページに記載)

- (1) 質問 < 任意 >
 - ・ 方法:電子フォームに記載。
 - ・ 回答:5 営業日以内に、Web に掲載。 (質問者の具体的提案内容に密接に関わるものを除く)
 - ・ 順次回答することから、質問が出る都度、投入すること。

(2) 参加申込<必須>

- ・ 方法:電子申請システム(利用者登録が必要)
- ・ 内容:提案者に係る情報、誓約書(様式1)、課税(免税)事業者届出書(様式2-1,2-2)
- ・ 回答:メールで受領連絡。なお申込は非公開として扱う。

(3) 提案<必須>

- ・ 方法:電子申請システム(利用者登録が必要)
- · 内容:提案書·見積書(様式任意)
 - ・提案書は、プレゼンテーション形式、16:9 が望ましい。
 - ・コンテンツ作成例は、別ファイル、Webの URL を提示でもよい。
 - ・見積書は、表計算形式で提出。
- ・ 回答:メールで受領連絡。なお提案は非公開として扱う。

7. 提案書・見積書の記載事項

提案書、見積書には以下の事項を記載すること。

- (1) 業務内容
 - ・ 仕様書案に沿い、具体的な業務内容を記載。
- (2) 生成 AI サービス
 - ・ 仕様書案「6.生成 AI の機能」について、各項目と対照させて提案内容を記載 等
- (3) 業務体制等
 - ・ 業務実施予定人員の氏名、経歴、生成 AI 利活用事業の実績
 - ・ 複数者で提案する場合、各者の具体的な役割
 - ・ 提案者が実現可能なスケジュールを記載 等

(4) 価格

- ・ 役務費は、役務毎に記載(仕様書案「4.業務の概要 |または「8.スケジュール案 |を参照)
- ・ クラウドサービス等を利用する場合サービス毎、物品費は、物品毎に記載
- ・ 次年度以降の運用経費を参考として記載すること

(5) その他

- · 生成 AI 利活用事業の実績
- ・ 事業者独自の提案(教育効果の向上や、安心・安全な生成 AI の利用に向けた事業者 独自の取組み等)

8. 審査

- (1) 方法
 - ・ 契約締結に係る優先交渉者を1者選定する。
 - ・ 優先交渉者選定に係る審査委員会にて審査を行う。
 - ・ 1次審査(書類審査)と、2次審査(プレゼンテーション審査)を実施する

(2) 観点

| | 項目 | 観点 | 重点 |
|-----------------|------------|----------------------------|----|
| 全体 | 事業の理解 | ・ 事業の趣旨を理解し、目的に即した提案か | 0 |
| | | ・子供の創造力育成を目指す目的の提案か | |
| 提案内容 (生成 AI) | 安全性 | ・ 違法な情報、有害な情報を排除したサービスか | 0 |
| | | ・ 著作権や個人情報の取り扱いに留意したサービスか | |
| | 機能性 | ・ 的確な内容を返すサービスか | 0 |
| | | フィルター・調整機能、口グ機能は十分か | |
| | 操作性 | 利用者が使いやすく、関心を持つサービスか | |
| | 利用量 | 利用量の想定は十分か | |
| 提案内容 (役務) | 利用支援 | 実証を行う学校へのサポートは十分か | 0 |
| | 関連メンバーとの連携 | 関連メンバーとの連携を円滑に行えるか | |
| | 実証結果の整理・ | 実証結果の整理は十分に行えるか | |
| その他 | | ・ 提案内容に対して妥当な体制か | |
| | 体制・ | スケジュールの蓋然性はあるか | |
| | • | 過去に同様の実績はあるか | |
| | 費用• | ・ 提案内容の算定根拠を明確に示しているか | |
| | • | 提案内容に対して、妥当な費用か | |
| | 事業者独自の提案・ | 教育効果の向上や、安心・安全な生成 AI の利用に向 | 0 |
| | | けた事業者独自の取組み等があるか | |

・ 重点項目〇は、他項目より配点を高く設定する予定。

9. 留意事項

- (1) 公募型プロポーザル・審査に関する留意
 - ・ 応募に係る費用は全て提案者の負担とする。
 - ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - ・ 提案後に、提案を取下げる場合、速やかに報告をすること。
 - ・ 提出された一切の書類は、本公募に関する事務以外の目的では使用しない。なお、選 定に必要な範囲において複製を作成することがある。

- ・選定審査会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- · 次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての決定を取り消す。
 - o 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - o 審査委員またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - 事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、 本協定の履行が困難であると県が判断したとき。
- ・ 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられない。
- ・ 本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、 必要に応じて提案者と協議の上、群馬県教育長が定めるものとする。

(2) 契約の締結に関する留意

- ・ 群馬県財務規則等に基づいて、群馬県教育委員会が優先交渉者と契約に関する交渉を 行う。
- ・ 交渉にあたり、仕様書・提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その 内容を変更する場合がある。交渉による調整後の仕様書を改めて群馬県教育委員会か ら示したうえで、見積書を徴取する。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。